記者発表資料

令和６年11月15日
国土交通省　東北地方整備局
能代河川国道事務所

「第１４回 米代川水系河川整備学識者懇談会」を開催します
～米代川総合水系環境整備事業の事業再評価～

国土交通省東北地方整備局は、１１月２２日（金）に「第１４回 米代川水系河川整備学識者懇談会」を開催します。
今回の懇談会では、米代川総合水系環境整備事業の再評価について、審議していただきます。

１．開催日時及び場所等
- 日　時　　令和６年１１月２２日（金）１４：００～１６：００
- 場　所　　能代河川国道事務所　２階　会議室
- 委員名簿　　別紙のとおり

２．議事内容
- 米代川総合水系環境整備事業の再評価について

３．取材について
取材は、テレビおよびカメラ等の撮影を含め、冒頭の挨拶までとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。
マスコミ関係者の方で取材を希望される場合は、１１月１９日（火）１２：００迄に「別紙登録用紙」にご記入の上、ＦＡＸにより、ご連絡いただきますようお願いします。
なお、申込多数の場合は、入場人数の調整等にご協力いただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

「米代川水系河川整備学識者懇談会」は、①米代川水系河川整備計画の策定、②河川整備計画策定後の各種施策の進捗、③河川整備計画に基づいて実施される直轄事業の再評価・事後評価について意見を伺うため、学識経験者等を委員として、平成２０年７月２８日に設立されました。

添付資料：登録用紙、委員名簿、傍聴規定

〔発表記者会〕
秋田県政記者会、能代記者クラブ、大館記者クラブ、北秋田記者クラブ

国土交通省

問い合わせ先 ＜事務局＞
国土交通省 東北地方整備局 能代河川国道事務所
〒016-0121　秋田県能代市鰄渕字一本柳97-1
ＴＥＬ 0185-70-1001（代表）
ＦＡＸ 0185-70-1118（代表）

副所長（河川・ダム）　小山田（オヤマダ）　等（ヒトシ）　（内線204）
工務第一課長　富樫（トガシ）　守（マモル）　（内線311）

事務所HPｱﾄﾞﾚｽ　http://www.thr.mlit.go.jp/noshiro

令和6年11月15日 別紙登録用紙

「第１４回　米代川水系河川整備学識者懇談会」

申込書

能代河川国道事務所　工務第一課　宛て
ＦＡＸ番号：０１８５－７０－１１４８

ふりがな お名前	
会社名	
ご連絡先（ＴＥＬ）	
ご連絡先（ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ）	
その他連絡事項	

※本様式にご記入の上、１１月１９日（火）１２：００迄にＦＡＸにより、ご連絡をお願いいたします。

※送り状は不要です。本紙をそのままＦＡＸを送信してください。

※お手数ですが、ＦＡＸ送信後、受信確認のため、下記までご連絡をお願いします。
【能代河川国道事務所　工務第一課】
ＴＥＬ：０１８５－７０－１１７４（直通）

米代川水系河川整備学識者懇談会

【委員名簿】

氏　名	専門分野	所　属　等
石田　健佑（いしだ　けんすけ）	行政	大館市長
小笠原　敏記（おがさわら　としのり）	海岸工学 水工学	岩手大学 理工学部　システム創成工学科　教授
沖田　貞敏（おきた　さだとし）	植物	秋田自然史研究会
加藤　竜悦（かとう　りゅうえつ）	鳥類	秋田県鳥獣研究会　会長
金　主鉉（きむ　じゅひょん）	水質	秋田工業高等専門学校 創造システム工学科　教授
齊藤　滋宣（さいとう　しげのぶ）	行政	能代市長
嶋崎　善章（しまざき　よしあき）	経済学	秋田県立大学 システム科学技術学部　経営システム工学科　准教授
杉山　秀樹（すぎやま　ひでき）	魚類	NPO法人　秋田水生生物保全協会　理事長
津谷　永光（つや　えいこう）	行政	北秋田市長
永吉　武志（ながよし　たけし）	農業水利学	秋田県立大学 生物資源科学部　アグリビジネス学科　准教授
松富　英夫（まつとみ　ひでお）	水工水理学	秋田大学　名誉教授
渡邉　一也（わたなべ　かずや）	河川工学	秋田大学大学院 理工学研究科　准教授

【「米代川水系河川整備学識者懇談会」に関する傍聴規程】

1.「米代川水系河川整備学識者懇談会」は公開とする。

2. 会議の公開は会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

3. 会議の傍聴は、次ぎに定めるところにより実施するものとする。

（1）傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。

（2）傍聴席は、一般傍聴人席と記者席に区分するものとする。

（3）一般傍聴人の定員は、会場の状況により座長が判断するものとする。

（4）次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。

ア　危険な物を携帯している者
イ　張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
ウ　酒気を帯びていると認められる者
エ　その他、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（5）傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

ア　懇談会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
イ　騒ぎ立てる等、懇談会の会議を妨害しないこと。
ウ　鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
エ　飲食又は喫煙をしないこと。
オ　他人の迷惑となる行為をしないこと。
カ　その他懇談会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

（6）傍聴人は、懇談会で非公開とする議題があったときは、座長の指示により速やかに退場しなければならない。

（7）傍聴人は、懇談会の傍聴に当たっては、座長及び事務局の指示に従わなければならない。

（8）座長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。